

審 査 基 準

平成28年6月7日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 合 せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111、内線3035） 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：